

住民監査請求および監査結果の概要

平成19年度

- 1 労働委員会、収用委員会および選挙管理委員会の各委員の報酬に関し、勤務1日につき1万4700円を超える部分の支出の差止め等を求める請求

請求日 平成19年 9月26日

結果通知日 平成19年11月15日（滋賀県公報号外）

請求人の主張

請求人は、

- (1) 労働委員会、収用委員会および選挙管理委員会の各委員の報酬は、委員会の開催状況や委員の出席状況からするとあまりに高額で税金の無駄であり、「最少の経費による最大の効果」の原則を規定する地方自治法第2条第14項および地方財政法第4条に違反する
- (2) 当該各委員の報酬を条例で月額定額制としていることは、議会の議員以外の非常勤職員の報酬は「その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない」と規定する地方自治法第203条第2項の趣旨に反し、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるとする同法第14条第1項および憲法第94条に違反する
- (3) 地方公務員法は特別職に適用されないが、報酬に関する基本原則は、非常勤の特別職たる当該各委員にも適用されるべきである
- (4) 労働委員会について、不当労働行為申立件数が年平均2件しかないのに次長級の事務局長以下5名の専従事務局を抱えているのは無駄であり、税金の浪費である

との理由から、滋賀県知事に対し、当該各委員の報酬を月額制から日額制に改め、滋賀県が平成19年度予算に計上している当該各委員の報酬のうち勤務1日につき1万4700円を超える部分の支出を差し止める等の措置を求めている。

監査結果

棄却

- (1) 上記(1)の主張について

当該各委員は、執行機関たる委員会の委員として、幅広い専門的知識、経験、また高い識見をもとにその職務に係る判断を行い、それぞれ、健全な労使関係の形成、公共の利益の増進と私有財産との公正・中立な調整、公明かつ適正な選挙の執行という、重大な職責を担っている。

また、当該各委員は、定例会等に出席して審議を行うことだけではなく、審議に係る事前準備・事後検討や、事務局と緊密な連絡体制を維持しながら必要に応じて事務局に対する適時適切な指示等を行うほか、職務に関連する情報を常時収集し自己研鑽に努める必要があるなど、その活動は多岐にわたっており、定例会等の出席回数・時間をもってその業務量を判断できる性質のものではない。

当該各委員の報酬は、以上のような事実を踏まえ、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（以下「県条例」という。）において定められているものである。

また、当該委員報酬に関する全都道府県の状況を見てみると、他の都道府県と比較して滋賀県の報酬額が特に高額であるとはいえないものであることが認められる。

以上のように、当該委員報酬は、県条例の規定するところにより適正に支給され

ており、その支出が違法もしくは不当であるとは認められない。

(2) 上記(2)の主張について

当該委員報酬については、地方自治法第203条第5項により、その額および支給方法を条例で定めなければならないこととされ、県条例で定められたとおり支給されているものであり、請求人の当該主張は、県条例そのものが違法であるという主張と同義である。

地方自治法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関または職員について、違法もしくは不当な財務会計上の行為または怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、普通地方公共団体の執行機関または職員の違法もしくは不当な財務会計上の行為または怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであり、請求の対象については、執行機関または職員の具体的な財務会計上の行為や怠る事実に限るものとされている。

以上のことから、県条例そのものが違法であるとの請求人の主張は、同法第242条第1項に規定する財務会計上の行為または怠る事実について監査を求めるものとは認められない。

(3) 上記(3)の主張について

地方公務員法が当該各委員に適用されないことは同法第4条第2項により明らかであるから、請求人の当該主張は、認められない。

(4) 上記(4)の主張について

労働委員会事務局の職員の配置そのものは、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為または怠る事実には該当しないものである。